

令和8年度山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修実施要領 (管理者・虐待防止責任者コース)

1 目的

障がい者の虐待の問題について、障がい福祉サービス事業従事者等の理解を深めるとともに、虐待の防止のための組織・運営体制の整備について理解を深めるための研修です。

障がい者福祉施設等での虐待が、全国的に大きく報じられることがある中、本県においても障がい者虐待は毎年発生しています。重大な結果となる前に、何よりも未然防止が重要です。

☆山形県における令和6年度障がい者虐待の状況

- ・ 障がい福祉サービス従事者等による虐待件数（人数）は5件（9人）で、令和5年度の4件（47人）から件数増加。
- ・ 養護者による虐待件数（人数）は16件（16人）で、令和5年度（15件・15人）より増加。

※令和7年度分については取りまとめ中

2 主催 山形県

3 主管 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

4 受講対象者

障がい福祉サービス事業所等の設置者・管理者、サービス管理責任者などの虐待防止責任者となることが想定される方 各会場 100名程度

5 研修日程及び会場

講義（動画配信）を演習前に各自受講のうえ、演習に参加いただきます。

日 程	期 日	実施方法
講義 (動画配信)	令和8年11月中旬～ 令和8年12月17日（木）	YouTubeによるオンデマンド配信
演習 (集合形式)	①村山会場 令和8年12月11日（金）	①山形県総合運動公園 大会議室 (〒994-0000 天童市山王 1-1)
	②庄内会場 令和8年12月18日（金）	②庄内総合支庁 講堂 (〒997-1392 東田川郡三川町大字横山 字袖東 19-1)

※ 各会場とも研修内容は同じです。

6 研修カリキュラム

別紙1のとおり（正式なカリキュラムは受講決定後にお知らせします）

7 受講申込

受講を希望する方の推薦者（所属長等）が、山形県電子申請サービスにてお申込みください。

- (1) 電子申請サービスへの登録
別紙2「電子申請の手順と注意事項」を必ず御確認の上、登録を行ってください。
- (2) 申込締切 **令和8年11月6日(金)まで**
- (3) 定員を超える申込みがあったときは、受講申込内容を基に次の点を考慮して受講者を選定します(先着順ではありません)。
① 同一事業所内から複数名申込み場合、優先順位が高い方
② 過去に虐待防止研修を受講したことがない方
- (4) 受講の可否の決定通知
受講可否通知は、令和8年11月中旬にメールで通知する予定です。

8 その他

- (1) 参加費は無料です。ただし、インターネット等の通信料や研修で使用する資料の印刷代等、受講に係る費用は各所属の負担となります。
- (2) 研修の受講にあたっては、事前に次のマニュアルをお読みください。

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）」
発行日：令和6年7月
発行：厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

- (3) 上記マニュアルは、研修当日必ず御持参ください。本県ホームページ「健康福祉部」→「障がい福祉課」→「令和8年度山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催について」からダウンロードすることができます。
- (4) 受講者に関する個人情報、研修の受講者名簿、履修状況管理等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。
- (5) 当日体調のすぐれない方は受講をお控えください。
研修実施中は適宜会場内の換気を行いますので、各自上着等で温度調整をお願いします。

9 問合せ先

- (1) 研修の内容に関するお問合せ
〒990-0057 山形市宮町一丁目3番36号
社会福祉法人 山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課
電話番号:023-623-9127
- (2) 研修の申込みに関するお問合せ
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当 担当：木村・高畠
電話番号:023-630-2148

別紙 1 (研修カリキュラム)

項目	内容	時間
講義 (動画配信) ※演習前に 事前視聴	I 障害者虐待総論—成立までの経過、社会的意義	30 分
	II 障害者虐待防止法の概要	45 分
	III 当事者の声 (※)	45 分
	IV 性的虐待の防止と対応	30 分
	V 身体拘束等の適正化の推進	30 分
	VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～	30 分
	I 法人・事業所の理念と管理者の役割	30 分
	II—1 虐待を防止するための日常の取組について①	30 分
	II—2 虐待を防止するための日常の取組について②～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～	30 分
	III 虐待が疑われる事案への対応	30 分
	IV 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割	30 分
	V 虐待防止委員会の実際の運営について	30 分
演習	演習① 虐待が疑われる事案への対応	120 分
	演習② 虐待防止委員会の活性化	120 分
	演習③ 身体拘束適正化委員会の運営	120 分

(※) 受講者のみの限定視聴に限る。

別紙2（電子申請の手順と注意事項）

※電子申請を行う前に必ず御確認ください。

- ① 申込みページを開きます。

下記URL（申込みページに繋がります）

https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=22109



または、

「やまがたe申請 山形県電子申請サービス」

https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay

「手続き一覧」の中から、「令和8年度山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修
受講申込」

をクリックしてください。

- ② 「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックし、説明を読んで手続き内容を確認し、利用規約に同意した場合、「同意する」をクリックしてください。
※ 利用者登録をせずに申し込むことができます。
- ③ 連絡先メールアドレスを入力し、「完了する」をクリックすると、折り返し、入力したメールアドレス宛に申込みフォームのURLが送信されます。
※ この時入力したメールアドレスあてに、受講可否通知や研修に係る連絡等を送付いたします。そのため、研修修了まで確実に使用することができる、かつ自身で確認ができるメールアドレスを入力してください。
※ 携帯会社のキャリアメールアドレスは受信容量が小さいため、通知等を受信できない場合があります。使用しないでください。
※ 迷惑メール対策やURLリンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は、解除してください。
- ④ URLから申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。
申込み完了後は自動返信メールが届きます。このメールに記載されている整理番号とパスワードは、申込み内容の修正や、照会を行う際に使用します（修正や照会の方法は、山形県電子申請サービスホームページのFAQを御確認ください）。